

地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会
(第1回)

議 事 次 第

平成25年11月13日(水)
15:00~17:00
総務省6階 601会議室

(議事次第)

1. 開会
2. 門山自治行政局長挨拶
3. 研究会開催要綱等について
4. 研究会の問題意識等について
5. 意見交換
6. 閉会

(配付資料)

- 資料1 「地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会」開催要綱
- 資料2 20年間の社会経済状況の変化
- 資料3 地方自治体の行政運営に関わる改革の流れ
- 資料4 日本企業の組織マネジメントの潮流
- 資料5 地方自治体の行政運営に関わる改革のキーワード分類
- 資料6 制度改革に伴う行政運営の変容とその課題
- 資料7 研究会スケジュール(案)について

参考資料

**「地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会」
開催要綱**

第 1 目的

本研究会においては、これまでの地方自治制度改革（概ね 20 年間）を体系的に整理して、現在の地方自治体の行政運営に現れ、あるいは現れる可能性のある諸課題を把握し、今後必要とされる地方自治制度改革の基本的な指針の検討を行うことを目的とする。

第 2 名称

本研究会は、「地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

第 3 構成

- （1） 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- （2） 研究会に、座長 1 人、座長代理 1 人を置く。
- （3） 座長は、会務を総理する。
- （4） 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を行う。
- （5） 研究会に、幹事を置く。幹事は別紙のとおりとする。

第 4 議事

- （1） 研究会の会議は、座長が招集する。
- （2） 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （3） 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実施調査を実施することができる。

第 5 その他

研究会の庶務は、総務省自治行政局行政経営支援室が行う。

(別紙)

地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会 名簿

(構 成 員)

座 長 宇 賀 克 也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

座長代理 伊 東 健 次 (弁護士)

大 杉 覚 (首都大学東京大学院社会学研究科教授)

片 岡 美 佳 (京都府健康福祉部福祉・援護課自殺防止対策担当課長)

北 村 喜 宣 (上智大学法科大学院教授)

北 村 亘 (大阪大学大学院法学研究科教授)

高 橋 伸 夫 (東京大学大学院経済学研究科教授)

伊 達 英 一 (広島県総務局経営戦略部長)

西 村 孝 史 (首都大学東京大学院社会学研究科准教授)

原 田 大 樹 (京都大学大学院法学研究科准教授)

村 上 敦 (NEC公共ソリューション事業部シニアエキスパート)

(以上敬称略、50音順)

(幹 事)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治行政局住民制度課長

総務省自治行政局市町村課長

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室長

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長

事務局長 総務省自治行政局行政経営支援室長

20年間の社会経済状況の変化

20年の変化

		平成5年 (1993年)	平成25年 (2013年)	備考
人口	人口	1億2,476万人	1億2,752万人 (2012年)	1億2,808万人 (2008年)
	高齢化率	14.6% (1995年)	24.1% (2012年)	
	合計特殊出生率	1.46	1.41 (2012年)	「1.57ショック」 (1990年)
	平均余命	男:76.38 女:82.85 (1995年)	男:79.94 女:85.90 (2012年)	
	外国人	132万人	203万人 (2012年)	
政治	総理大臣	宮澤喜一 細川護熙	安倍晋三	
	アメリカ大統領	ジョージ・H・W・ブッシュ ビル・クリントン	バラク・オバマ	
	東京都知事	鈴木俊一	猪瀬直樹	
経済	GDP	491兆円 (1993年度)	474兆円 (2011年度)	521兆円 (1997年度)
	為替	112円	87円 (2012年)	78円 (2011年) 132円 (2001年)
	株価	17,417円	10,395円	38,916円 (1989年)
	失業率	2.5%	4.2%	5.4% (2002年)
	世帯平均所得	658万円	548万円 (2012年)	

20年の変化

		平成5年 (1993年)	平成25年 (2013年)	備考
財政	一般会計歳出予算	70兆5,472億円	92兆6,115億円	
	政府総債務残高	379兆円	1,097兆円 (2011年)	
	地方財政計画(歳出)	76兆4,152億円	81兆9,154億円	
企業	日本の大会社	1 トヨタ自動車 2 日立製作所 3 松下電器産業	1 トヨタ自動車 2 日本郵政 3 日本電信電話	
	世界の大会社 (鉱工業)	1 ゼネラルモーターズ 2 エクソン 3 フォードモーター	1 ロイヤル・ダッチ・シェル 2 エクソンモービル 3 ウォルマート・ストアーズ	
	就職人気 ランキング	1 ソニー 2 東京海上火災 3 全日本空輸	1 三菱商事 2 住友商事 3 三菱東京UFJ銀行	
世相	ベストセラー	1 マディソン郡の橋(文芸) 2 磯野家の謎(ノンフィクション) 3 日本改造計画(ビジネス)	1 舟を編む(文芸) 2 置かれた場所で咲きなさい(ノンフィクション) 3 人生がときめく片づけの魔法(ビジネス) (2012年)	
	ヒット曲	1 YAH YAH YAH(CHAGE&ASKA) 2 愛のままにわがままに僕は君だけを傷つけない(B'z) 3 ロード(THE 虎舞竜)	1 真夏のSounds good(AKB48) 2 GIVE ME FIVE!(AKB48) 3 ギンガムチェック(AKB48) (2012年)	
	十大ニュース (読売)	1 皇太子・雅子さまご結婚 2 細川連立内閣がスタート 3 北海道南西沖地震で大被害 4 サッカーJリーグ開幕 5 金丸信前自民党副総裁脱税 容疑で逮捕	1 ノーベル生理学・医学賞に山中教授 2 東京スカイツリー開業 3 ロンドン五輪、史上最多のメダル 38個 4 政権問う師走の衆院総選挙 5 尖閣国有化で日中関係悪化 (2012年)	

20年の変化

		平成5年 (1993年)	平成25年 (2013年)	備考
地方行政	市町村数	3,236	1,719	
	地方公務員数	327.1万人	276.9万人 (2012年)	328.2万人 (1994年)
	平均年齢	39.8歳	43.1歳 (2008年)	
	女性割合	35.1%	37.3% (2008年)	
	条例数	223条例	416条例	岡山県の場合
執務環境	職制	課長 －課長補佐 －係長 －主任 －主任主事 －主事	課長（＋担当監、参事） －グループリーダー・主幹 －主査 －主任 －主事	広島県 市町村担当課の場合
	文書サイズ	B版→A版移行期	A版	行政文書規格A版化 (1993年1月8日) (※1997年100%A版化)
	文書作成	ワープロ（書院、キャノワード等） パソコン（ウィンドウズ3.1＋一太郎）	パソコン（ウィンドウズ7＋ワード）	
	文書の発出	郵送 東京事務所呼び出し	電子データを送付	
	データの提出	磁気テープを持ち込み	電子データを送付	
	法令検索	総務庁法令検索システム (バッチ出力)	法令データ提供システム (Web上)	

20年間の地方行政の変化の状況（岡山県の条例制定の場合）

<ul style="list-style-type: none">岡山県介護保険審査会条例（平成11年）岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年）岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年）岡山県立中等教育学校設置条例（平成21年）岡山県暴力団排除条例（平成22年）	}	新たな行政 需要への対応
<ul style="list-style-type: none">知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年）岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年）道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年）	}	地方分権
<ul style="list-style-type: none">岡山県行政手続条例（平成7年）岡山県行政情報公開条例（平成8年）岡山県個人情報保護条例（平成14年）	}	行政共通制度 の整備
<ul style="list-style-type: none">公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年）岡山県県民局設置条例（平成16年）知事等の給与の特例に関する条例（平成25年）	}	行政改革
<ul style="list-style-type: none">岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成20年）	}	行政の情報化
<ul style="list-style-type: none">職員の再任用に関する条例（平成12年）一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年）	}	人事管理の 多様化
<ul style="list-style-type: none">岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例（平成17年）岡山県民の歯と口の健康づくり条例（平成23年）岡山県議会基本条例（平成24年）	}	議会の活性化

地方自治体の行政運営に関わる改革の流れ

資料3

	地方自治制度の改革	行政共通制度の改革	地方公務員に関する改革	行政改革
平成 5年 (1993)	衆参両院地方分権の推進に関する決議	行政文書用紙規格A判化 行政手続法の制定 (11.12)	地方育休法の制定 (H3.12.24) 完全週休2日制の実施 (H4)	
平成 6年 (1994)		省庁での一人一台パソコンの順次導入	介護休暇制度の創設 (国、9月)	地方行革指針通知の発出 (10月) ・新たな行革大綱の策定 ・住民代表等による委員会等への推進状況の報告等を要請
平成 7年 (1995)	合併特例法の改正 (3.29) ・合併協議会設置に係る住民発議制度の創設 ・議員の定数・在任特例の拡充 地方分権推進法施行【第1次分権改革】 (7.3)			
平成 8年 (1996)			外国人の地方公務員への任用問題について倉田自治大臣談話、同白川自治大臣談話 (11月)	
平成 9年 (1997)	地方自治法の改正 (6.4) ・外部監査制度の導入	霞ヶ関WAN運用開始 (1月)	ボランティア休暇の創設 (国、1月) 自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」通知 (11月)	地方行革指針通知の発出 (11月) ・行革大綱の見直し ・定員管理等の数値目標の設定と公表等を要請
平成10年 (1998)				
平成11年 (1999)	地方分権一括法 (7.4) ・機関委任事務制度の廃止 ・国の関与のルール化 ・国の関与についての係争処理制度の創設 合併特例法の改正 (7.16) ・合併特例債の創設 ・知事による合併協議会の設置勧告を創設 住基法の改正 (8.18) ・住基ネットシステムの創設	e-Gov開設 情報公開法の制定 (5.14) PFI法の制定 (7.30)	地公法等の改正 (7.22) ・新再任用制度の創設 地方育休法の改正 (11.25) ・育休中の職員に対する期末手当等の支給	
平成12年 (2000)	地方分権一括法施行 (4.1) 地方公会計制度改革 ・普通会計バランスシートの作成モデル公表	IT基本法の制定 (12.6)		行革大綱 (閣議決定) ・与党行財政改革推進協議会「合併後の自治体数を1000を目標とする」の方針を踏まえ、自主的な市町村合併を積極的に推進 ・第三セクター・地方公社の経営状況等の調査の実施

				<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ経営健全化対策等を実施 ・地方公営企業の経営基盤強化のための計画の策定を要請
平成13年 (2001)	市町村合併支援プラン(8.30) ・指定都市要件の引下げ(70万人へ)	省庁再編(総務省発足)(1月) 法令データ提供システム公開(4月) 政策評価法の制定(6.29)	地方育休法の改正(12.7) ・育休の対象となる子の年齢の引上げ(1歳→3歳)	
平成14年 (2002)	合併特例法の改正(3.30) ・住民投票制度の導入 住基ネット第1次稼働(8.5) ・行政機関への本人確認情報提供	霞ヶ関WAN、LGWAN接続(4月) 行政手続オンライン化法の制定(12.13) 公的個人認証法の制定(12.13)		
平成15年 (2003)	地方自治法の改正(6.13) ・指定管理者制度の創設 ・都道府県の局部数の法定制度の廃止 地方独立行政法人法の制定(7.16) 住基ネット第2次稼働(8.25) ・住基カードの交付 ・住民票の写しの広域交付 ・転出転入手続の簡素化			
平成16年 (2004)	合併三法の成立(5.26) ・都道府県による市町村合併の推進構想の作成 ・知事による勧告 地方自治法の改正(5.26) ・条例による事務処理特例の拡充	行政訴訟法の改正(6.9) ・義務づけ訴訟の創設 ・出訴期間の延長(3→6月)		今後の行革方針(閣議決定) ・「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにするため、行革の重要課題を一括して閣議決定
平成17年 (2005)	地方公会計制度改革 ・公社・3セクを含む連結バランスシートの作成モデル公表			総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」 ・新しい公共空間(多元的な主体によって担われる公共) 新地方行革指針通知の発出 ・平成17～21年の取組を明示した「集中改革プラン」の作成・公表を要請
平成18年 (2006)	地方自治法の改正(6.7) ・財務会計制度の見直し(クレジットカード納付、行政財産の貸付範囲の拡大)	市場化テスト法の制定(6.2)	給与構造改革 ・給料表水準引下げ、調整手当の廃止、地域手当の創設 ・年功的な給与上昇の抑制	行政改革推進法の制定(6.2) ・5年間で地方公務員4.6%以上の純減 基本方針2006 ・5年間で国家公務員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減

				地方行革新指針通知の発出 ・更なる定員純減、公会計整備、 公共サービス改革等を要請
平成19年 (2007)	地方分権改革推進法施行【第2次 分権改革】(4.1)		地公法の改正案の提出(未成立) ・人事評価の義務づけ 地公法の改正(5.16) ・自己啓発等休業の新設 地方育休法の改正(5.16) ・育児短時間勤務の新設	
平成20年 (2008)				
平成21年 (2009)	第29次地制調(6.16) ・全国的な合併推進運動を平成22 年3月まで一区切り			
平成22年 (2010)	現行合併特例法の改正(3.31) ・目的を「合併の推進」から「合 併の円滑化」に ・合併推進のための方策を削除			
平成23年 (2011)	地方自治法の改正(5.2) ・行政機関等の共同設置の対象の 拡大 地方分権一括法(8.30) ・義務づけ・枠づけの見直し	PFI法の改正(6.1) ・公共施設等運営権制度の創設 公文書管理法の制定(7.1)		
平成24年 (2012)	地方分権一括法施行(4.1)		地公法の改正案の提出(未成立) ・人事評価の義務づけ	
平成25年 (2013)	第30次地制調(6.25) ・新たな広域連携(三大都市圏に おける広域連携、都道府県による 補完)	マイナンバー法の制定(5.31) ・個人番号制度の創設 ・社会保障制度、税制、災害対策 に関する分野に限定して個人番 号を利用	国家公務員に準じた給与カット実 施の要請	

(注1) 法律名の略称については以下のとおり。

- ・地方育休法(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号))
- ・合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号))
- ・現行合併特例法(市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号))
- ・情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号))
- ・地公法(地方公務員法(昭和25年法律第261号))
- ・PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))
- ・住基法(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号))
- ・IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号))
- ・政策評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号))
- ・行政手続オンライン化法(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号))
- ・公的個人認証法(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号))
- 年法律第151号))

(注2) 法律名の後の(数字)については、改正法や制定法の公布日を記載。

- ・合併三法(地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第58号)、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号))
- ・行政訴訟法(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号))
- ・行政改革推進法(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号))
- ・市場化テスト法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号))
- ・公文書管理法(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号))
- ・マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)、内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号))

日本企業の組織マネジメントの潮流

	時代背景	労働法制等	潮流
昭和 6 1 年 (1986)	バブル景気		○日本型雇用慣行（終身雇用、年功序列、企業内組合） 【関連書籍】 ・ジェームス・アベグレン「日本の経営」（1958） ・小池和男「日本の熟練」（1981） ・MIT 産業生産性調査委員会「Made in America」（1990）
平成 3 年 (1991)	バブル崩壊・平成不況 高齢化率 14% を越える 阪神・淡路大震災 金融ビッグバン (～平成 13 年 (2001)) 完全失業率の急上昇 外国人経営者の登場	育児休業法制定	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1990 年代</div> ○人員削減 ○新卒採用抑制 ・フリーターの増加 ○成果主義 ○職能資格制度の縮小・廃止 ○人材育成の消極化 ・プレイング・マネジャー問題 ・「現場力」の低下 ・個人主体によるキャリア開発 ○カンパニー制 【関連書籍】 ・日本経営者団体連盟「新時代の『日本的経営』」（1995）
平成 5 年 (1993)		パートタイム労働法制定 労働基準法改正 ・週 40 時間労働制原則化	
平成 6 年 (1994)		高年齢者等雇用安定化法改正 ・60 歳定年制義務化 ・65 歳継続雇用の努力義務化 雇用保険法改正 ・高年齢雇用継続給付・育児休業給付創設	
平成 7 年 (1995)		育児休業法改正 ・介護休業制度創設（名称は育児・介護休業法に改称）	
平成 8 年 (1996)			
平成 10 年 (1998)			
平成 11 年 (1999)		緊急雇用対策 労働者派遣法改正 ・派遣対象業務原則自由化	

	時代背景	労働法制等	潮流
平成13年 (2001)		育児・介護休業法改正 ・時間外労働の制限等	2000年代 ○M&A活発化 ○コア・コンピテンス経営 ○自発的離職の増加 ○人材ポートフォリオ ○ダイバーシティマネジメント ○フレックス・ワーク ・ジョブ・シェアリング ○内部統制の整備 ○若手・中堅層のキャリア意識の強まり ○中高年の「定年後人生」の模索 【関連書籍】 ・ゲイリー・ハメル、C.K.プラハラード「コア・コンピテンス経営」(2001) ・高橋伸夫「虚妄の成果主義」(2004) ・城繁幸「内側から見た富士通『成果主義』の崩壊」(2004) ・玄田有史「仕事のなかの曖昧な不安」(2005) ・本田由紀、内藤朝雄、後藤和智「『ニート』って言うな！」(2006)
平成15年 (2003)	非正規雇用者の割合3割を越える	雇用保険法改正 ・早期再就職の促進 労働基準法改正 ・解雇ルールの策定 ・有期契約及び裁量労働制に関する見直し	
平成18年 (2006)	ワーキングプア		
平成19年 (2007)		パートタイム労働法改正 ・パート労働者の均衡待遇の確保等 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正 ・労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等 労働契約法制定	
平成20年 (2008)	リーマン・ショック 派遣切り・派遣村	労働基準法改正 ・時間外労働の割増賃金率の引き上げ等	
平成21年 (2009)		育児・介護休業法改正 ・短時間勤務制度の義務化等	
平成22年 (2010)		雇用保険法改正 ・適用範囲の拡大等	

	時代背景	労働法制等	潮流
平成23年 (2011)		雇用保険法等改正 ・賃金日額の引き上げ等	2010年代
平成24年 (2011)		雇用保険法等改正 ・給付日数の拡充措置の延長等 労働者派遣法改正 ・有期雇用から無期雇用への転換 ・日雇派遣の原則禁止 労働契約法改正 ・無期労働契約への転換 ・「雇い止め法理」の法定化 高年齢者雇用安定法改正 ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止	【関連書籍】 ・本田由紀「軋む社会」(2011) ・今野浩一郎「正社員消滅時代の人事改革」(2012) ・今野春貴「ブラック企業 日本を食いつぶす妖怪」(2013)
平成25年 (2013)		「多様な正社員」モデルの普及・促進（「日本再興戦略」H25.6.14） 〔厚生労働省「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」設置〕	

注)「平成24年版厚生労働白書 資料編」及び「『人材マネジメントに関する研究会』報告書」(経済産業省経済産業政策局、平成18年3月)を基に行政経営支援室で作成

地方自治体の行政運営に関わる改革のキーワード分類

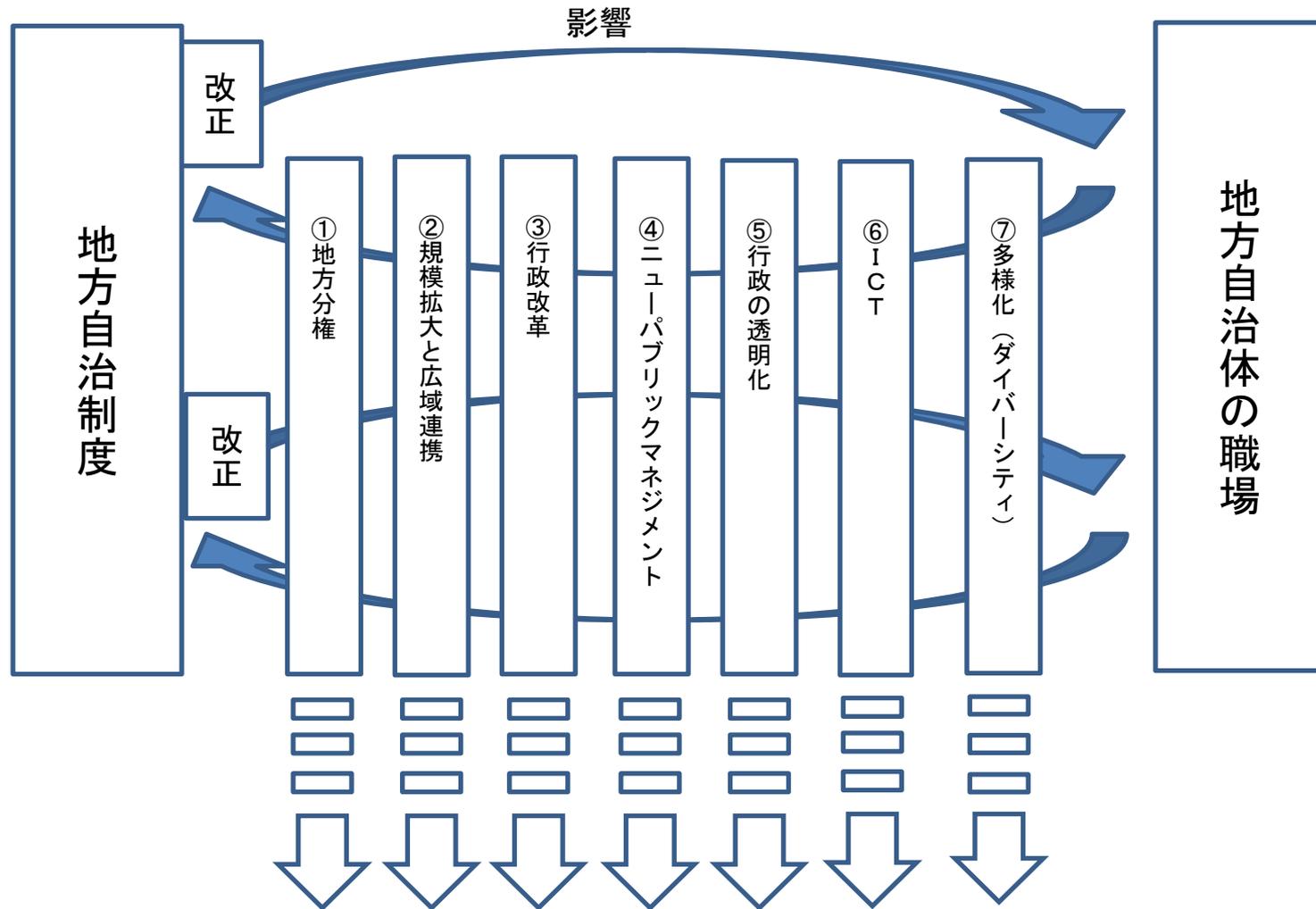
	地方分権	規模拡大と広域連携	行政改革	ニューパブリック マネジメント	行政の透明化	I C T	多様化(ダイバーシティ)
平成10年(1998年)	<p>⑤衆参両院地方分権の推進に関する決議</p> <p>⑦地方分権推進法施行【第1次分権改革】</p>	<p>⑦自主的な市町村合併を推進(合併特例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協議会設置に係る住民発議制度の創設 議員の定数・在任特例の拡充 	<p>⑥地方行革指針通知の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな行革大綱の策定、住民代表等による委員会等への推進状況の報告等を要請 <p>⑨地方行革指針通知の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> 行革大綱の見直し、定員管理等の数値目標の設定と公表等を要請 		<p>⑤行政手続法制定</p> <p>⑨外部監査制度の導入(自治法)</p>	<p>⑤行政文書用紙規格A判化</p> <p>⑥省庁での一人一台パソコンの順次導入</p> <p>⑨霞ヶ関WAN運用開始</p>	<p>③地方育休法制定</p> <p>④完全週休2日制の実施</p> <p>⑥介護休暇制度の創設(国)</p> <p>⑧外国人の地方公務員への任用問題について倉田自治大臣談話、同白川自治大臣談話</p> <p>⑨ボランティア休暇の創設(国)</p> <p>⑨自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」通知</p>
平成11年(1999年)～平成15年(2003年)	<p>⑫地方分権一括法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関委任事務制度の廃止 国の関与のルール化 国の関与についての係争処理制度の創設 <p>⑮都道府県の局部数の法定制度の廃止(自治法)</p>	<p>⑪合併推進のための方策を拡充(合併特例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併特例債の創設 知事による合併協議会の設置勧告を創設 <p>⑫行革大綱(閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 与党行財政改革推進協議会「合併後の自治体数を1000を目標とする」の方針を踏まえ、自主的な市町村合併を積極的に推進 <p>⑬市町村合併支援プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市要件の引下げ(70万人へ) <p>⑭合併推進のための方策を拡充(合併特例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票制度の導入 	<p>⑬省庁再編(総務省発足)</p>	<p>⑪PFI法制定</p> <p>⑫地方公会計制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通会計バランスシートの作成モデル公表 <p>⑫行革大綱(閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三セクター・地方公社の経営状況等の調査の実施 必要に応じ経営健全化対策等を実施 地方公営企業の経営基盤強化のための計画の策定を要請 <p>⑬政策評価法制定</p> <p>⑮指定管理者制度の創設(自治法)</p> <p>⑮地方独立行政法人法制定</p>	<p>⑪情報公開法制定</p>	<p>⑪e-Gov開設</p> <p>⑫IT基本法制定</p> <p>⑬法令データ提供システム公開</p> <p>⑭霞ヶ関WAN、LGWAN接続</p> <p>⑪住基ネットシステムの創設(住基法)</p> <p>⑭住基ネット第1次稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関への本人確認情報提供 <p>⑭行政手続オンライン化法制定</p> <p>⑭公的個人認証法制定</p> <p>⑮住基ネット第2次稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> 住基カードの交付 住民票の写しの広域交付 転出転入手続の簡素化 	<p>⑪新再任用制度の創設(地公法)</p> <p>⑪育休中の職員に対する期末手当等の支給(地方育休法)</p> <p>⑬育休の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳→3歳)(地方育休法)</p>

	地方分権	規模拡大と広域連携	行政改革	ニューパブリック マネジメント	行政の透明化	I C T	多様化(ダイバーシティ)
平成 16 ～ 20 年 (2004 ～ 2008 年)	<p>⑩条例による事務処理特例の拡充(自治法)</p> <p>⑪地方分権改革推進法施行【第2次分権改革】</p>	<p>⑫合併三法の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村合併の推進構想の作成 ・知事による勧告 	<p>⑬今後の行革方針(閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにするため、行革の重要課題を一括して閣議決定 <p>⑭新地方行革指針通知の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17～21年の取組を明示した「集中改革プラン」の作成・公表を要請 <p>⑮行政改革推進法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間で地方公務員4.6%以上の純減 <p>⑯給与構造改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表水準引下げ、調整手当の廃止、地域手当の創設 ・年功的な給与上昇の抑制 <p>⑰基本方針2006</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間で国家公務員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減 <p>⑱地方行革新指針通知の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる定員純減、公会計整備、公共サービス改革等を要請 	<p>⑲新しい公共空間(総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多元的な主体によって担われる公共 <p>⑳地方公会計制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社・3セクを含む連結バランスシートの作成モデル公表 <p>㉑人事評価の義務づけ(未成立、地公法)</p> <p>㉒市場化テスト法制定</p> <p>㉓行政財産の貸付範囲の拡大(自治法)</p>	<p>⑳行政訴訟法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務づけ訴訟の創設 ・出訴期間の延長(3→6月) 	<p>㉔財務会計制度の見直し(自治法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード納付 	<p>㉕自己啓発等休業の新設(地公法)</p> <p>㉖育児短時間勤務の新設(地方育休法)</p>
平成 21 ～ 25 年 (2009 ～ 2013 年)	<p>㉗地方分権一括法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務づけ・枠づけの見直し 	<p>㉘全国的な合併推進運動を平成22年3月までで一区切り(第29次地制調)</p> <p>㉙合併推進期間の終了(現行合併特例法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に ・合併推進のための方策を削除 <p>㉚行政機関等の共同設置の対象の拡大(自治法)</p> <p>㉛新たな広域連携(第30次地制調答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏における広域連携 ・都道府県による補完 	<p>㉜国家公務員に準じた給与カット実施の要請</p>	<p>㉝公共施設等運営権制度の創設(PFI法)</p> <p>㉞人事評価の義務づけ(未成立、地公法)</p>	<p>㉟公文書管理法制定</p>	<p>㊱マイナンバー法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号制度の創設 ・社会保障制度、税制、災害対策に関する分野に限定して個人番号を利用 	

注)法改正事項については、原則、改正年度を表記

制度改革に伴う行政運営の変容と その課題

制度改革と地方自治体の行政運営の相関



制度改革に伴う行政運営の変容とその課題例

① NPMの進展と行政の透明化

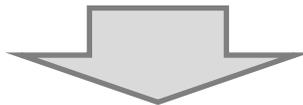
- 民間のノウハウを活用して、行政サービスの効率化と充実を図る見地から、「指定管理者」「市場化テスト」「PFI」「地方独立行政法人」等のアウトソーシング手法を制度化。また、（私法上の）契約手法による外部委託も多用。
- 公の施設の管理や内部管理事務（庶務事務）などは民間事業者がこれを実施し、地方公共団体は事業者との折衝やモニタリング等を担う業務スタイルに移行。
- アウトソーシングした行政サービスの品質確保上の問題（例：PFI協定に反する工事が竣工後に発覚）、地方自治体とアウトソーシング先との責任分配をめぐる紛争（例：事業者が生じさせた損害に関する国家賠償責任の有無）等が生じている。



- アウトソーシングにおける地方自治体と民間企業の地位・立場を明らかにするとともに、リスク要素を適切に管理できる仕組みを導入し、アウトソーシングにまつわる不安や不透明感を解消することが必要ではないか。
 - たとえば、行政（あるいは民間事業者）が過分なリスク負担を負ったり、業務運営がブラックボックス化することのないよう、次のような事項に関する一般的・通則的なルールの制度化が求められるのではないか。
 - ・ 民間企業の争訟法上・国家賠償法上の位置づけ
 - ・ 民間企業に対する手続面・組織面の義務付け（いわゆる「私行政法」）
 - ・ 法律により統制すべき範囲（「法律の留保」） など
- (参考) ・ 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」(総務省、平成17年3月)において、外部委託の法的な枠組みについて、公法における規定の整備の必要性を指摘。
・ 宇治市における住民基本台帳漏洩事件（最高裁H14.7.11）
・ 横浜市における建築基準法上の指定確認検査機関に関する国家賠償法事件（最高裁H17.6.24）

② 行政改革と多様化（ダイバーシティ）

- 厳しい財政状況への対処や「総人件費改革」のため、国の要請に即して、あるいは独自に常勤職員を削減。
その際、主として新規採用の抑制に拠ったため、職員の年齢構成が崩れ、職場におけるピラミッド型の職制を維持することが困難となり、人事の停滞やOJTによる人材育成に支障が生じている。
- 常勤職員の削減と期を同じくして、非常勤職員や再任用職員等の採用が拡大。
地方自治体の職場で広範な事務に非常勤職員等が携わることとなり、その人事管理や処遇のあり方等への関心が高まっている。



- 地方自治体の業務体系の変化や、人口減少社会の到来・高齢化・ワークライフバランス等の社会経済環境の変化に対応した人的リソースの戦略的な活用が必要。このため、多様な身分・職種を包括する公務員制度への転換が求められているのではないかと。
- また、職員一人ひとりのスキル・能力を体系的に育成するシステムの構築や、モチベーションを高める人事管理への改革が求められているのではないかと。

(参考) 全地方公共団体の「臨時・非常勤職員」の数：平成20年4月1日現在 約50万人（総務省公務員課調査）
平成24年4月1日現在 約60万人（ ” ”)

③ 規模拡大と地方分権

- 平成11年以降「平成の大合併」を推進し、市町村数は約4割減少。
合併の進展により規模・能力を拡大した都市（とりわけ20団体までに増加した指定都市）は、都道府県からのさらなる自立化を指向。これに対抗するように、都道府県（広域自治体）に関しては、道州制や国の出先機関改革（権限の一括移譲）の議論が活発化。
- 一方で、「平成の大合併」後も小規模町村はなお残存（期限を限った合併の実施や垂直的・水平的な補完の仕組みが提案されたが、制度化されず）。
これら町村は、平均的な市町村の規模・能力を前提として付与される権限・事務の遂行に困難。都道府県による支援を必須としており、道州制には強く反対。



- 残存する小規模市町村における行政運営を補完する仕組みはどうあるべきか。
- 市町村数の大幅減少と市町村の両極化は、これを包括する都道府県の機能や役割に大きな影響。「平成の大合併」後の都道府県の施策体系、行政組織の編成、人材確保と人事管理、公共施設等のファシリティ管理等はどうあるべきか。

(参考) ・「平成の合併」の評価について、「『平成の合併』について」概要（平成22年3月総務省公表）を参照。
・「第30次地方制度調査会答申」（平成25年6月25日）で、三大都市圏の行政のあり方や都道府県による補完を指摘。

④ ICTと行政改革

- 職場へのコンピューター導入や国・地方を通じたネットワークの整備等は大幅に進展。電子メールやインターネットの活用により、文書の作成・交換・公表等に関する業務スタイルは大きく変化し、定型的で大量の処理を要する事務は効率化。
- 住民基本台帳ネットワーク、社会保障・税番号制度（「マイナンバー」）の整備により、行政を通じた本人確認に関する基盤も確立。
- 一方で、民間企業の電子商取引に比べると、電子マネーやインターネットバンキングの利活用といった課金・収納に関する基盤の整備は大きく遅れている（公金のクレジットカード納付を可能とする改正を行ったのみ）。

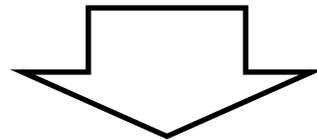


- 行政手続をネット上で完結できるようにして住民の利便性を向上させるとともに、課金・収納事務の確実かつ効率的な実施に資する観点からも、電子的な課金・収納を可能とする制度改正が求められているのではないか。

（参考）「地方公共団体の財務制度に関する研究会」（総務省行政課、平成25年7月～）において、民間企業における収入の手法を踏まえ、現在地方公共団体の収入のあり方を検討中。

本研究会の問題意識

- 制度や組織運営に関する諸改革が相互に干渉し、地方自治体の行政運営に負荷や軋みをもたらしているものがあるのではないか。
- ICTの進展や人口減少の顕在化といった社会経済環境の変化に制度改革が追いつかず、地方自治体の行政運営の変化を妨げているものがあるのではないか。



こうした問題を把握し、今後の制度改革の基本的な方向性を得たい。

參考資料

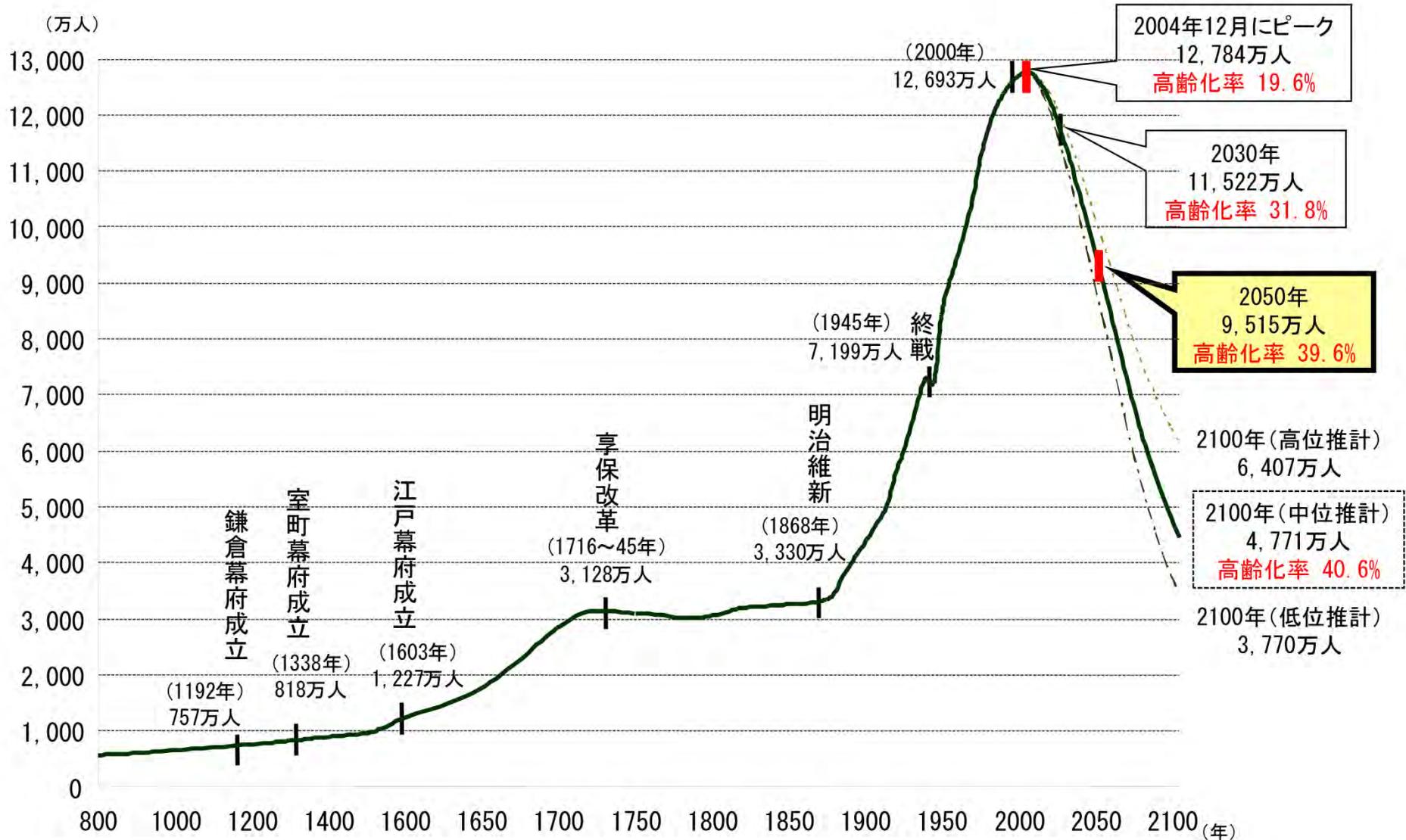
目次

・基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会資料	P 1
・地方公務員数について（抜粋） （平成24年4月1日現在総務省調査（平成25年3月公表））	P 7
・総務省「地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書」 （平成24年3月）抜粋	P 8
・廣瀬克哉編「自治体改革第10巻 情報改革」抜粋	P 9
・天野巡一編「自治体改革第6巻 職員・組織改革」抜粋	P 10
・総務省「地方分権型社会における自治体経営の刷新戦略 —新しい公共空間の形成を目指して—」（平成17年3月報告書）抜粋	P 11
・宇治市における住民基本台帳漏洩事件	P 12
・横浜市における建築基準法上の指定確認検査機関に関する国家賠償法事件	P 13
・平成23年11月25日（金）大分合同新聞	P 14
・平成24年1月12日（木）北海道新聞	P 15
・平成25年9月23日（月）四国新聞	P 16
・総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」 （平成21年1月23日）抜粋	P 17
・臨時・非常勤職員に関する調査結果について（概要）（抜粋） （平成24年4月1日現在総務省調査（平成25年3月公表））	P 18
・第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の 行政サービス提供体制に関する答申」のポイント	P 19
・地方公共団体の財務制度に関する研究会資料	P 22

我が国における総人口の長期的推移

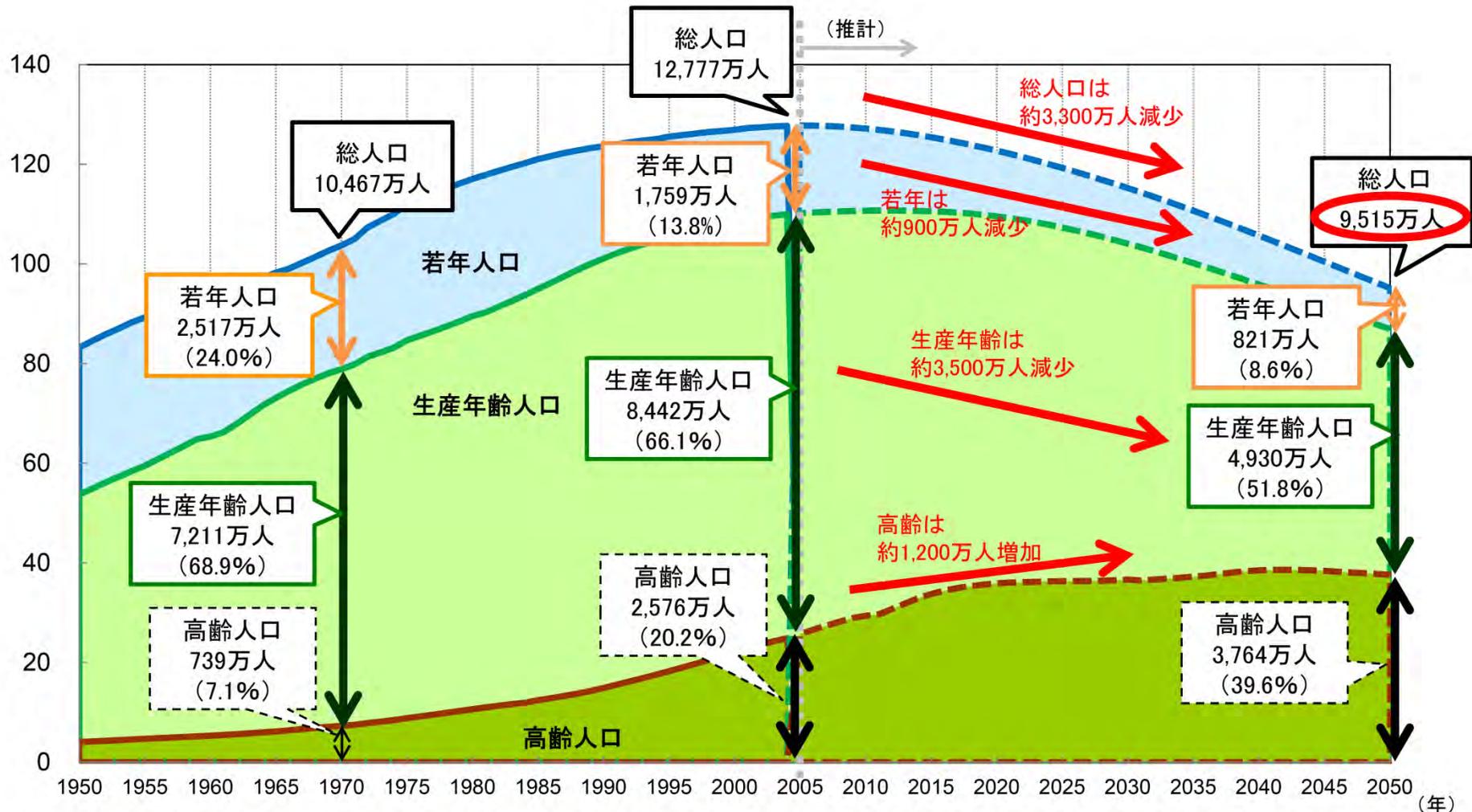
基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会資料
(総務省市町村課 平成25年7月～)

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている
 (注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,719市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
明治の大合併 ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大合併 ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
平成の大合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	25年(2013年)1月	789	746	184	1,719

※平成25年1月1日時点。

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1505

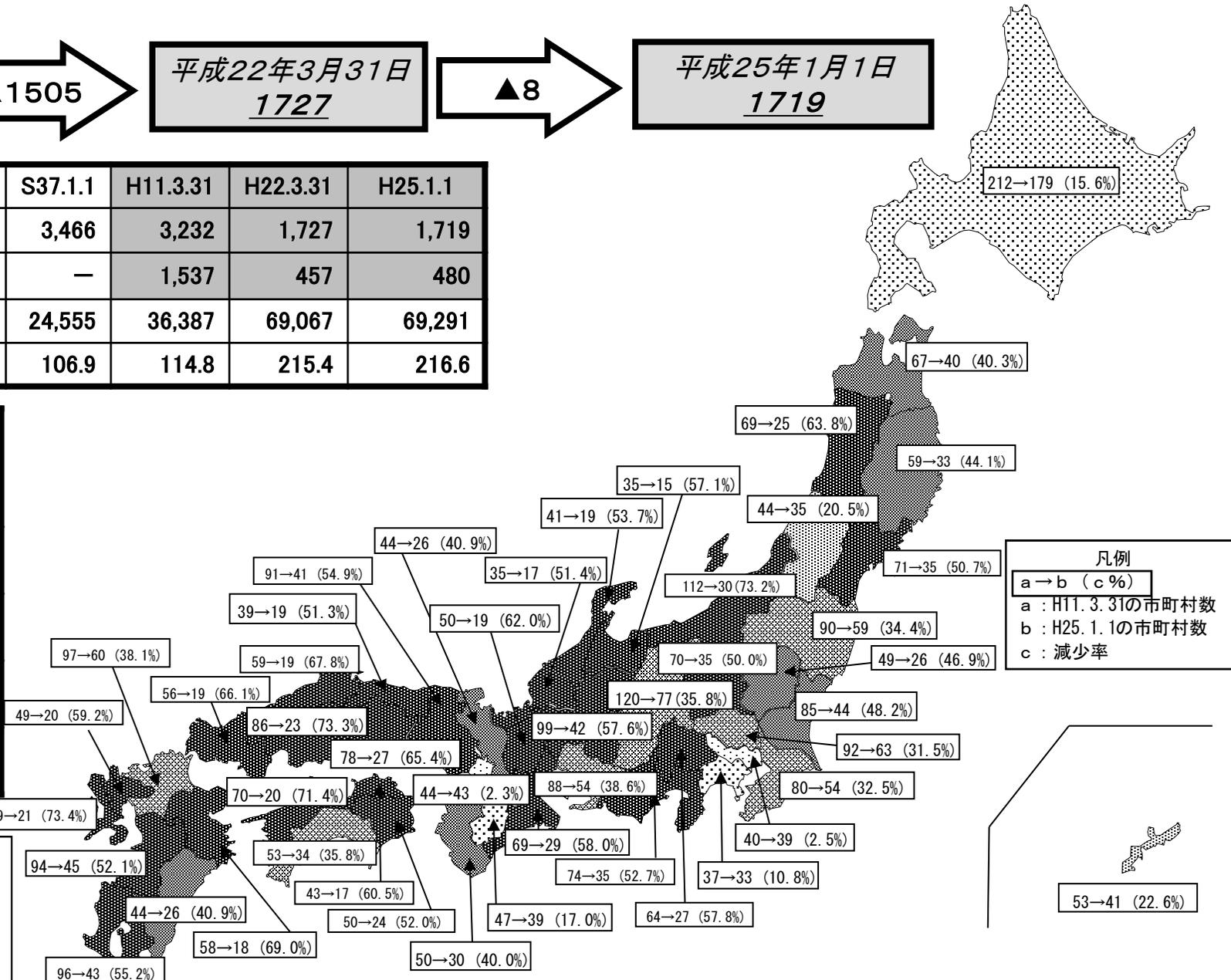
平成22年3月31日
1727

▲8

平成25年1月1日
1719

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H25.1.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,719
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,291
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.6

	合併件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	6 (14)	8
計	648 (2,161)	1,513



市町村数の減少率 (H11.3.31→H25.1.1)

50%以上	26県
40%以上50%未満	7府県
30%以上40%未満	7県
20%以上30%未満	2県
10%以上20%未満	3道県
10%未満	2都府
0%	0

※ 現行合併特例法による合併67件を含む。

「平成の合併」について（概要）

合併の進捗状況等

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31） となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

＜評価の背景＞

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

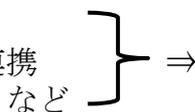
今後の合併に対する考え方

- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補完



それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

大阪府における行政機関等の共同設置

- 平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに対象とされた行政機関等の共同設置の事例は3件(すべて大阪府内の市町村)(平成24年7月1日現在)
- いずれの事例も「長の内部組織」の共同設置
- 大阪府から各市町村に権限移譲された事務等処理

池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (域内人口:267,763人)

(1)組織及び処理事務 (共同設置した課は「共同処理センター」と総称)

- ・広域福祉課(福祉部門[児童福祉除く])
- ・広域まちづくり課、広域交通・総務課(まちづくり、土地利用規制)
- ・広域子ども支援課、広域幼児育成課、広域子育て応援担当、広域人権国際課(児童福祉部門)
- ・広域環境をまもる課(公害部門)
- ・広域商工観光課、広域公園課(生活安全部門、産業振興部門)

(2)設置年月日

- ・平成23年10月1日

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (域内人口:327,568人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域まちづくり課(まちづくり・土地利用規制分野)
- ・広域福祉課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年1月1日

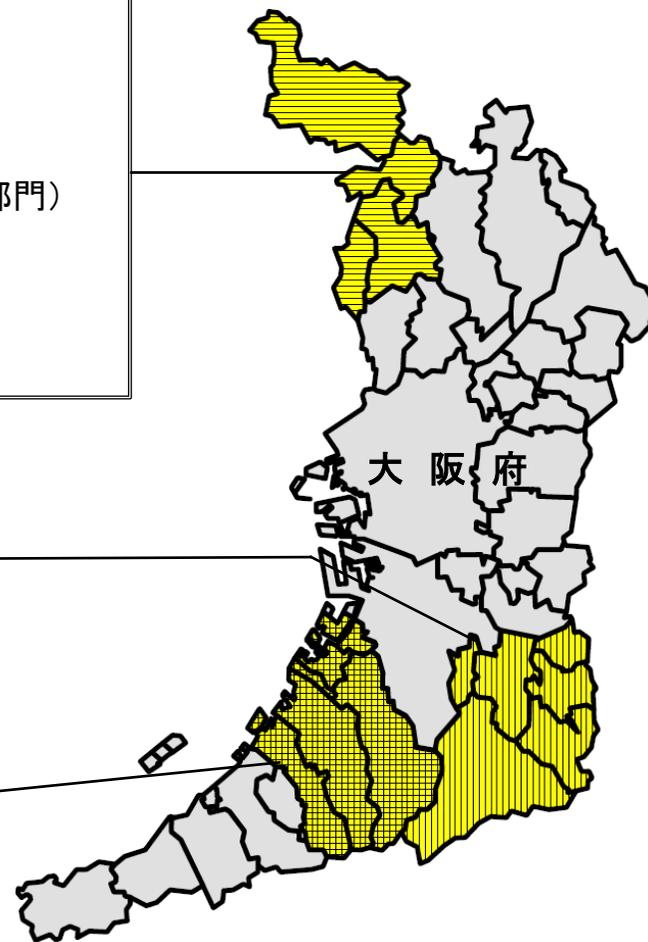
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 (域内人口:630,010人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域事業者指導課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年4月1日



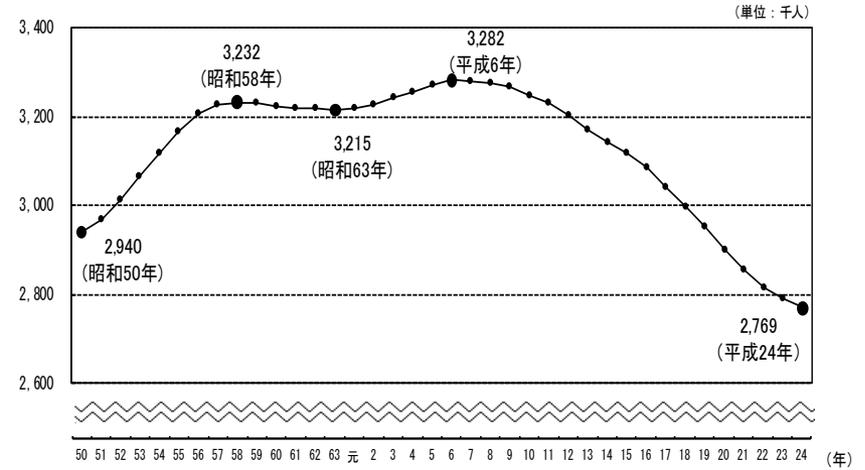
地方公務員数について（抜粋）

（平成24年4月1日現在総務省調査（平成25年3月公表））

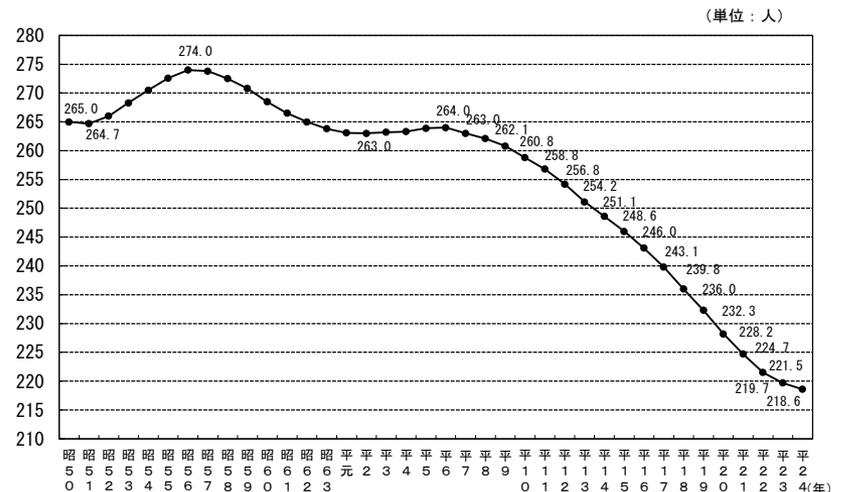
団体区分別職員数の推移

	全団体			都道府県			市町村		
	総職員数	増減数	対前年増減率	総職員数	増減数	対前年増減率	総職員数	増減数	対前年増減率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
50年	2,940,066	82,730	2.9	1,592,340	33,447	2.1	1,347,726	49,283	3.8
51年	2,968,675	28,609	1.0	1,607,654	15,314	1.0	1,361,021	13,295	1.0
52年	3,012,304	43,629	1.5	1,629,039	21,385	1.3	1,383,265	22,244	1.6
53年	3,065,674	53,370	1.8	1,654,996	25,957	1.6	1,410,678	27,413	2.0
54年	3,118,275	52,601	1.7	1,679,928	24,932	1.5	1,438,347	27,669	2.0
55年	3,167,744	49,469	1.6	1,705,587	25,659	1.5	1,462,157	23,810	1.7
56年	3,205,718	37,974	1.2	1,725,090	19,503	1.1	1,480,628	18,471	1.3
57年	3,224,815	19,097	0.6	1,737,629	12,539	0.7	1,487,186	6,558	0.4
58年	3,231,650	6,835	0.2	1,743,024	5,395	0.3	1,488,626	1,440	0.1
59年	3,230,740	▲ 910	▲ 0.0	1,743,236	212	0.0	1,487,504	▲ 1,122	▲ 0.1
60年	3,222,019	▲ 8,721	▲ 0.3	1,744,633	1,397	0.1	1,477,386	▲ 10,118	▲ 0.7
61年	3,217,016	▲ 5,003	▲ 0.2	1,743,600	▲ 1,033	▲ 0.1	1,473,416	▲ 3,970	▲ 0.3
62年	3,216,930	▲ 86	▲ 0.0	1,744,787	1,187	0.1	1,472,143	▲ 1,273	▲ 0.1
63年	3,215,470	▲ 1,460	▲ 0.0	1,741,975	▲ 2,812	▲ 0.2	1,473,495	1,352	0.1
元年	3,218,752	3,282	0.1	1,741,179	▲ 796	▲ 0.0	1,477,573	4,078	0.3
2年	3,228,318	9,566	0.3	1,741,447	268	0.0	1,486,871	9,298	0.6
3年	3,241,911	13,593	0.4	1,744,376	2,929	0.2	1,497,535	10,664	0.7
4年	3,254,291	12,380	0.4	1,742,121	▲ 2,255	▲ 0.1	1,512,170	14,635	1.0
5年	3,270,799	16,508	0.5	1,739,214	▲ 2,907	▲ 0.2	1,531,585	19,415	1.3
6年	3,282,492	11,693	0.4	1,734,665	▲ 4,549	▲ 0.3	1,547,827	16,242	1.1
7年	3,278,332	▲ 4,160	▲ 0.1	1,726,263	▲ 8,402	▲ 0.5	1,552,069	4,242	0.3
8年	3,274,481	▲ 3,851	▲ 0.1	1,719,900	▲ 6,363	▲ 0.4	1,554,581	2,512	0.2
9年	3,267,118	▲ 7,363	▲ 0.2	1,713,593	▲ 6,307	▲ 0.4	1,553,525	▲ 1,056	▲ 0.1
10年	3,249,494	▲ 17,624	▲ 0.5	1,703,562	▲ 10,031	▲ 0.6	1,545,932	▲ 7,593	▲ 0.5
11年	3,232,158	▲ 17,336	▲ 0.5	1,691,853	▲ 11,709	▲ 0.7	1,540,305	▲ 5,627	▲ 0.4
12年	3,204,297	▲ 27,861	▲ 0.9	1,666,944	▲ 24,909	▲ 1.5	1,537,353	▲ 2,952	▲ 0.2
13年	3,171,532	▲ 32,765	▲ 1.0	1,648,467	▲ 18,477	▲ 1.1	1,523,065	▲ 14,288	▲ 0.9
14年	3,144,323	▲ 27,209	▲ 0.9	1,638,341	▲ 10,126	▲ 0.6	1,505,982	▲ 17,083	▲ 1.1
15年	3,117,004	▲ 27,319	▲ 0.9	1,630,316	▲ 8,025	▲ 0.5	1,486,688	▲ 19,294	▲ 1.3
16年	3,083,597	▲ 33,407	▲ 1.1	1,620,922	▲ 9,394	▲ 0.6	1,462,675	▲ 24,013	▲ 1.6
17年	3,042,122	▲ 41,475	▲ 1.3	1,609,628	▲ 11,294	▲ 0.7	1,432,494	▲ 30,181	▲ 2.1
18年	2,998,402	▲ 43,720	▲ 1.4	1,596,305	▲ 13,323	▲ 0.8	1,402,097	▲ 30,397	▲ 2.1
19年	2,951,296	▲ 47,106	▲ 1.6	1,579,778	▲ 16,527	▲ 1.0	1,371,518	▲ 30,579	▲ 2.2
20年	2,899,378	▲ 51,918	▲ 1.8	1,560,755	▲ 19,023	▲ 1.2	1,338,623	▲ 32,895	▲ 2.4
21年	2,855,106	▲ 44,272	▲ 1.5	1,542,705	▲ 18,050	▲ 1.2	1,312,401	▲ 26,222	▲ 2.0
20年	2,813,875	▲ 41,231	▲ 1.4	1,525,104	▲ 17,601	▲ 1.1	1,288,771	▲ 23,630	▲ 1.8
23年	2,788,989	▲ 24,886	▲ 0.9	1,515,844	▲ 9,260	▲ 0.6	1,273,145	▲ 15,626	▲ 1.2
24年	2,768,913	▲ 20,076	▲ 0.7	1,510,179	▲ 5,665	▲ 0.4	1,258,734	▲ 14,411	▲ 1.1

総職員数の推移



人口一万人あたりの地方公務員数の推移



総務省「地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書」 (平成24年3月) 抜粋

20年前の職場

地方自治体の部課は国の各省の組織に対応してタテ割りの的に編成され、そこに課長－課長補佐－係長－主任－主事といったライン職がピラミッド型に配置される。

職場で働く者の多くは常勤職員であり、みな顔なじみである。

課の業務は大方が課内で完結している。

若手職員が作成した手書きの決裁書を年の近い先輩が赤ペンでチェックして、あれこれ指示している。仕事の進め方は国からの通達と国の職員が執筆した解説書に網羅されている。

毎年のベースアップがあり、役職も年齢とともに上がってきているので、評価や給与に強い不満はない。

現在の職場

地方自治体の部課は、相変わらず各省の組織に対応したタテ割り組織を基本として編成されている。課長の下に、担当課長、副課長、課長代理、課長補佐等が複雑に配置される一方、事務をこなす係員はかつての半分以下の数にとどまり、業務ごとに異なる上司の指示を受けている。

同じ職場の中で、再任用職員、非常勤職員など多様な任用形態の職員、さらに請負業務を担う民間企業の従業員と一緒に仕事をしている。

課で所管する文化ホールは指定管理者が管理しており、そのモニタリングや事業者との連絡調整が相当の仕事を占める。

電子決裁が導入されてから、決裁に上司の手が入ることは稀になった。

毎日のように残業をせざるを得ない職員と、ほぼ定時に帰宅する職員とが混在しているが、同じように給与水準は引き下げられ、同じように昇任スピードは遅い。

廣瀬克哉編「自治体改革第10巻 情報改革」抜粋

(ぎょうせい、2005年(平成17年))

第1章 自治体情報改革の課題

第3節 庁内体制の分散と統合

1 職員の情報化

…組織的な情報化の進展に先立って、一部の職員の情報化への対応が進み、組織はその後を追っているのである。例えば多くの自治体において、事務職員に1人1台のパソコンが配置された時期はごく最近である。しかし、その体制が整う前から仕事の上でパソコンは不可欠の道具となっており、職場に配置されたパソコンの空き時間を待っていたのでは仕事の能率が悪くなってしまいうため、私物のパソコンを持ち込んで仕事に使っていた職員も珍しくない。…もともと情報管理部門にいた専門職ではなく、一般職員の中から情報化に熱心な人々が生まれ、そのような職員の自主勉強会が自治体の情報化の推進力になってきたのが、情報化の新しい段階の特徴である。…

第5章 情報管理とマネジメント改革

第3節 IT(情報通信技術)と自治体

2 自治体とITによる情報化政策

(2) 自治体事務のIT化

昭和50年代には、自治体にも「コンピュータ化」・「OA化」の波がおしよせた。自治体におけるコンピュータも当初はソロバンをコンピュータにおきかえた「大型電気ソロバン」的に使用されているに過ぎなかったが、今日ではコンピュータに入力されているデータの活用もある程度はかられるようになった。…

自治体事務もこれらコンピュータ・IT機器導入により、従来は情報の媒体を文書によっていたが、磁気テープ、光ディスクなどを媒体として情報を得られることとなり、情報の蓄積も飛躍的に増大し、情報の活用も容易にはかられるようになった。このことにより自治体事務は、従来の情報保全の書記型事務から情報活用のプランナー型事務へと移行しつつある。…

(3) コンピュータと自治体運営

…当初のコンピュータの利用は、職員の給与事務、財政の予算事務など、いわば自治体内部の、それも主に計算に関する事務をコンピュータ処理する会社に個別に委託していた。その後住民票、印鑑登録に関する事務、課税事務など住民に関する事務にまで及び、昭和50年代後半には、自治体のかなりの事務がコンピュータ処理されるようになり、現在ではコンピュータの導入は当然になっている。…

現在の段階は、…自治体行政における事務も今までのペーパーでの公文書概念は完全になくなり、自治体事務もキーボードを操作し、コンピュータによる情報の管理事務となって一変する。…従来の書記型事務はなくなっていき、情報活用型事務へと転換が図られてきている。

通信回線を通じて庁舎のホストコンピュータを使い、より高度な通信が可能となってきた。庁舎もインテリジェント・ビルとなり、キーボードを押すだけで、行政関連機関からの情報ばかりでなく、自治体に関する情報について、民間企業、外国の研究機関へのアクセスも可能となってきた。…

天野巡一編「自治体改革第6巻 職員・組織改革」抜粋

(ぎょうせい、2004年(平成16年))

第3章 自治体と人材

第1節 自治体を取りまく人事環境の変化

3 公的部門における雇用慣行の変化

(2) 自治体における雇用慣行の変化

これまでの自治体における雇用慣行の主な特徴は、集団主義的なモチベーション管理、OJTによるジェネラリストの養成、年功的で不透明な昇格・昇進、格差が生じにくい通し号俸的な給与制度など、先に示した日本の雇用慣行をより徹底した内容のものであった。その結果、組織内においては能力よりも協調性が重視され、また、職種や役職による給与格差が小さいため能力発揮のインセンティブも小さくなり、そして職員の高齢化による人件費の肥大化を招いてきた。…

雇用形態については、これまでも正規職員以外に非常勤職員や臨時職員が存在してきた。しかし、行政改革にともなう定員削減化により、窓口を中心に定型的な業務についてさらなる非常勤化や委託化が、専門的な業務についても委託化や退職職員の再雇用・再任用での対応が行われ、自治体の職場は多種多様な身分の者が入り乱れる状況となった。…

第2節 自治体における人材活用の現状と問題点

1 多様化する自治体の人材活用

(1) 臨時職員の活用と問題点

自治体における雇用慣行の変化が早くから現れていたものとして、雇用形態の多様化が挙げられる。この直接的な原因は、厳しい財政事情と国による公務員制度の適正化を背景に取り組みられてきた一連の行財政改革である。これまで野放しにされてきた自治体の人件費が、財政を圧迫するようになり、警務員や用務員などのすべての職を正規職員としていたものを、定型的なものから徐々に非常勤化や委託化などの非正規職員へと切り替えるようになった。また、一般行政職においても退職不補充などにより定員の適正化がはかれるようになり、多いときの業務量にあわせた定数から、平均的な業務量に合わせた定数へと変わってきた。その結果、業務量が平均以上となる場合には、その間は臨時職員(いわゆるアルバイト)を活用することとなるが、それが次第に日常の定型的な業務についても常勤的に臨時職員を活用するようになった。…

2. 行政の多元化（主として外部委託）

（1）外部委託の法的な枠組みの整理

外部委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約（民法第632条）／準委任契約（民法第656条）である。

また、廃掃法や学校給食法等の各種特別法の枠組みの中で実施される外部委託も存在する。さらに、指定管理者制度、地方独立行政法人制度などの特別な法的枠組みもある。

行政と外部委託先との責任については、①不法行為責任、国家賠償法、②履行責任、契約責任、損害賠償、③守秘義務、個人情報保護、情報公開、④条例による規制などを考慮することが必要である。

これらについては、現在は私法上の契約により担保されているものも多いが、外部委託の積極的な推進、法的整理の明確化の観点からは、地方自治法等の公法において規定を整備しておく必要があるのではないかと考えられる。

また、契約、政府調達法制、地方自治法上の一般競争入札の原則などとの関連も考慮することが必要である。

参考例 14 宇治市住民基本台帳漏洩事件 (最高裁H14.7.11)

1. 事実

宇治市が住民基本台帳を利用したシステムの開発を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイト従業員が住民 21 万人分の台帳 (氏名、性別、生年月日、住所、転入日、転出日、世帯主名、続柄) をコピーして名簿業者に漏洩した、というケース。

最高裁は、実質的な指揮・監督関係があったものとして、宇治市の使用者責任を認め、市に住民一人あたり 1 万円の慰謝料の支払を命じた。

2. 宇治市の対応

- ・事件当時、契約書上では、「個人情報保護に配慮すること」程度しか定められていなかった。また、個人情報保護条例の施行 1 年前の事件 (条例施行は平成 11 年 4 月。事件発覚は平成 11 年 5 月。行為は平成 10 年) であったため、罰則等は適用できなかった。
- ・当該事件の発覚を受け、個人情報保護条例施行後すぐに条例改正に着手。条例適用対象に委託先等の職員への罰則を設けるとともに、委託に伴う措置を追加。
- ・委託先の責任については示談。元請け、下請け、孫請け、行為者の 4 者に対して民事上の損害賠償請求で対応。実質的な損害についてのみ求償 (この事件のために働いた職員の労働十市民への説明のために市報の特別版を発行十弁護士費用 合計 400 万円を 4 者に対して求償)。
- ・事件後、再委託禁止の運用を強化。
 - 事件後、下請けを原則禁止。やむをえない理由により下請けが必要な場合は、相手先法人及び従事者個人名を明確にするとともに、当該法人及び個人から個人情報保護に係る誓約書の提出を義務付け。

67

規制の民間開放と自治体の賠償責任

— 指定確認検査機関

最高裁判平成17年6月24日第二小法廷決定
 (平成16年(行ツ)第7号：訴えの変更許可決定に対する抗告棄却決定に対する
 許可抗告事件)
 (判時1904号69頁、判タ1187号150頁)

京都大学准教授
原田大樹
 はらだ ひろき

事実の概要

指定確認検査機関(建基77条の18以下)である株式会社Aが横浜市内で建築が計画されていた大規模分譲マンションに対して出した建築確認に対して、周辺住民Xら(単立人・相手方・相手方)が取消訴訟を提起した。訴訟の間に建築物に対する完了検査が終了し、その訴えの利益が消滅したことから、XらはY(横浜市一相手方・抗告人・抗告人)に対する損害賠償請求の訴えに変更(行訴21条)することの許可を申し立てた。第1審(横浜地決平成16・6・23)および抗告審(東京高決平成16・10・5)はいずれも訴えの変更を認めた。Yが許可抗告。

決定要旨

Yの抗告棄却。

(i) 建築基準法6条1項の規定は「建築物の計画が建築基準関係規定に適合することを確保すること増進を図る生命・健康及び財産の保護等住民の福祉のことに由来するものである」として、地方公共団体の責務である主事による確認に関する事務は、地方公共団体の帰属であり(同法4条、地方自治法2条8項)、同事務の帰属する行政主体は、当該建築主事が置かれた地方公共団体である」。

(ii) 「そして、建築基準法は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合することについて、指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該確認は建築主事の確認と、当該確認済証は建築主事の確認済証とみなす旨定めている(6条の2第1項)。また、同法は、指定確認検査機関が確認済証の交付をしたときはその旨を特定行政庁の長(市長)に報告し、当該報告を受けた場合(6条の2第3項)上で、特定行政庁は、この報告を受けた場合において、指定確認検査機関の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない旨定め、この場合において、当該確認済証はその効力を失う旨定めて(同法4項)、特定行政庁に対し、指定確認検査機関の確認を是正する権限を付与している。」

(iii) 建築基準法は、「建築物の計画が建築基準関係規定に適合することについて確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関をして、上記の確認に関する事務を特定行政庁の監督下において行わせることとしたことができる。そうすると、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体であると解するのが相当である」。

解説

1 行政事件訴訟法(以下、行訴法)21条の定める訴

えの変更は、取消訴訟の係属中に処分が消滅してみれば訴えの利益が失われた場合に、裁判所の許可のみで損害賠償請求に訴えを変更することを認め、原告の救済の実現(訴え却下の回避)と迅速な審理の実現(取消訴訟の訴訟資料の承継)を図ることを目的としている。変更後の訴えの被告は処分等に係る「事務の帰属する国又は公共団体」である。立法時に念頭に置かれていたのは、国の事務を地方公共団体の執行機関が執行するかつて執行機関を被告とする取消訴訟を国に対する国家賠償訴訟に変更することが想定されていた。これに対して本決定は、規制権限を民間の指定機関が担う場合の事例である。

2 本決定は、次の2つの要素に注目して、民間の指定確認検査機関による建築確認が当該確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体に帰属する事務であり、当該地方公共団体への訴えの変更が認められると判断した。第1は、建築基準法の建築確認の事務は住民の生命・健康・財産の保護が地方公共団体の責務であることによるものである。第2は、この事務が建築主事の置かれた地方公共団体に帰属して、この事務がある(決定要旨(i))。第2は、建築基準法に存在する指定確認検査機関に対する特定行政庁による個別的な監督の存在である。具体的には、指定確認検査機関の確認を建築主事の確認と「みなす」という規定を確認した際の特定行政庁への報告、特定行政庁の不適合通知による確認の失効の3つが挙げられている(決定要旨(ii))。指定確認検査機関は建築主事といわば並行的に、特定行政庁の監督下で確認に関する事務を行う構造になっていると見たのである(決定要旨(iii))。

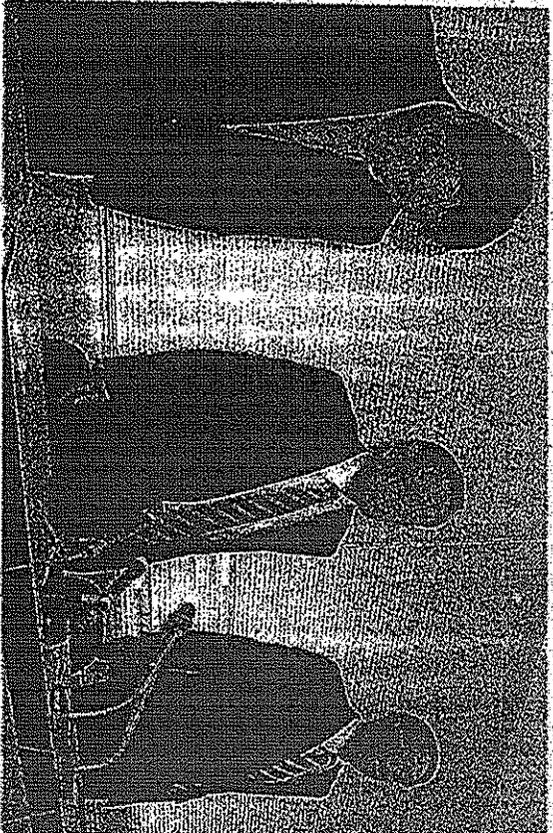
これに対する学説上の批判は強い。その理由は、指定確認検査機関は自己の名で(建基94条1項)、自己の計算の下に(手数料は行政法Ⅱ(第5版)【2010】304頁、米丸恒治・民商133巻4=5号84頁)、特定行政庁による個別的な監督は指定確認検査機関による確認を悉皆的にコントロールできるものとなっていないこと(金子正史・法令解説資料総覧285号123頁)にある。本決定は、他の法令には類似が少ない(類例の詳細な検討として、仲野武志・平成17年度重判解【ジュリ1313号】44頁)建築基準法の上記規定の解釈上、指定確認検査機関による公権力の行使が地方公共団体の権限と「可分」(山本隆司「判例から探る行政法」【2012】616頁)とは評価しなかつたのであろう(小嶋純子「国家賠償法の適用範囲について」【實時64巻2号256頁】)。

3 本決定は行訴法21条の訴えの変更をめぐる判断ではある。しかし上記の論理の中には訴訟資料の承継的な権利救済可能性(指定確認検査機関を被告にする可能性)への考慮は明示的には見られない(尾上崇洋・判評568号【判時1925号】5頁)。それゆえ上記のような判断方法は、国家賠償法1条1項にいう「公共団体」をめぐる解釈にも影響を与えうる。

参考文献

本文中に掲げたもの。

1/2合同
過去に処分5回



「スウニカルチャ―管理運営するサニッツ

県、指定取りの消しへ

虚偽の2行事報告

記者会見で謝罪するサニッツの若崎秀行取締役（中央）ら
＝24日午後4時40分ごろ、原ワリンスルチャ―センター

県は2員、佐伯市蓮江の県ワリナルチャ―センターを2016年度から運営する「サニッツ」同市春日町、山本祇社長の「コムニクス（送受信）に重大な問題があるとして、来年3月末で指定管理者の指定を取り消すと発表した。実際には行っていない行事を開催したように装い、虚偽の報告書を県に提出していた。センターでは06年度以降、重大事故や不祥事が相次ぎ、県は計5回、嚴重注意や業務改善指示などの処分をしていた。県によると、県有施設の指定管理者の取り消しは初めて。

サニッツが作成した昨年度の事業報告書では、障害者と健常者の交流を目的とした「エジプトフェスティバル」を昨年9月27日、健康指導やダンスドリルなどのスポーツを行う「高齢者を対象に年3回」の「健康の義務がたしなめ」などのスポーツを行う「電船乗教室」の3回目を今年3月30日に、それぞれ報告書では別の行事で振

影した写真が添付されてお
り、参加者の人数は架空の
数字だった。

同社の若崎秀行取締役ら
はセンターで会見し、「担
当者の報告を信じていた。
監督が行き届いていなか
った。県民に迷惑を掛ける
ことをおぼしだい」と謝
罪。組織ぐるみの虚偽報告
については否定した。

県は事業計画に基づき、
年間約8千万円の委託費を
同社に支払っている。県庁
で会見した阿部良秀・県農
林水産部長は「事業が行わ
れていない以上、1件につ
き30万円の違約金を含め、
委託費の一部は返還を求め
る」と述べた。

センターは来年3月末ま
でに約5千人の予約が入っ
ており、年度いっばいは同
社が管理業務を継続する。
県は今後、後任の指定管理
者の選定作業を進める。
同社の管理運営をめぐっ
ては、06年8月、宿泊客2
人が施設内で重傷を負った
事故が発生。昨年度は2度、

わたり車検切れの乗用車を
使用していたことが発覚し
たほか、船員の雇用に關す
る手続きの不備（船員送還
区で罰金刑を受けた）

市の都市公園管理団体

第三者委託で業務停止

1カ月間

【江別】市の指定業務を2月から1カ月間受け市内の都市公園が停止する処分をした。処分は6日付で、昨年8月に市へ寄せられた情報をきっかけに市が、市に無断で他の業者に業務の一部を委託する「第三者委託」を行っていたとして、市はこの団体に対し、業

務を2月から1カ月間受け市内の都市公園が停止する処分をした。処分は6日付で、昨年8月に市へ寄せられた情報をきっかけに市が調査して発覚した。市企画政策部による

は、業務を第三者に委託する。この団体に所属する業者は、業務を第三者に委託する。この団体に所属する業者は、業務を第三者に委託する。この団体に所属する業者は、業務を第三者に委託する。

託する場合、市への事前報告が義務づけられる。なお、同部は「指定管理する団体が、事前に第三者委託を報告しなかつたのは不正で不誠実などとしている。指定管理対象の都市公園226カ所、パークゴルフ場、キヤンツ場の維持管理は業務停止の間、市の直営となる。

(竹内桂佑)

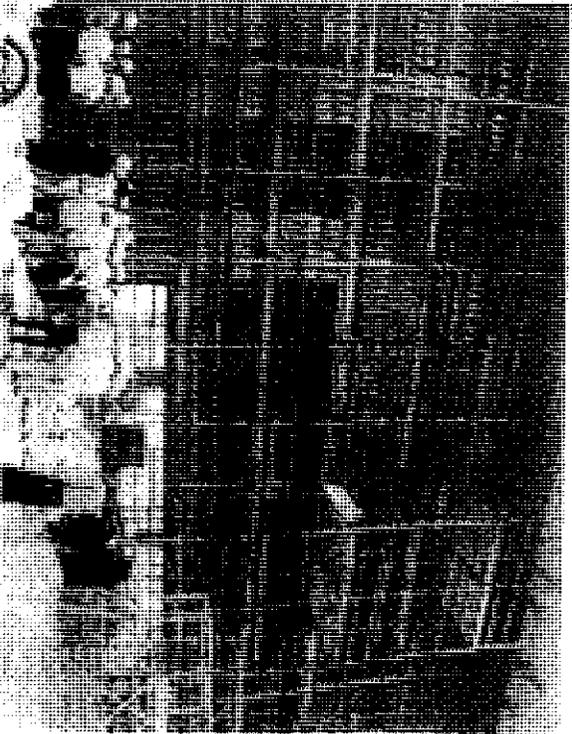
まんの町が「民間資金活用による社会資本整備(PFI)事業として町町野下を整備した廣嶺中学校新校舎、町立図書館、町民体育館の複合施設で、使用開始直後の4月15日、体育館のラケット盤面が陥没する事案が起きた。

その後、施設事業は相次ぎ、計9カ所にも及んだ。町などの調査で、当初設計では厚さ30センチのコンクリートが、町に無断で薄板を用いるとしていた。薄板が、町に無断で薄さる。この調査材料に委託されていくと、この契約違反が検出された。多くの自治体は、この調査を頼めていた。ほかに町や町民の「クオモ大気」が「PFIは、従来の、棚卸しに比べていた設計や建設、維持管理などの業務

無断での設計変更発覚

チエツク機能確立急務

SCRAMBLE 講義



町民体斎庭アリーナの盛面素材を剥ぎ取り、建築状況を確認する「まんの町」町民保者ら

まんの町PFI事業

々の企業が各部門を担った態度で問題に臨んでほしい」と町側の対応の甘さには不満を隠さず。

さらには「地方自治体が今後、PFIを積極的に導入し、世界の企業などから可能な限り組むために、町にも制度に精通している。6月末には、アリーナの外側に当たるラニアのコンクリートでも盛面素材の無断変更が判明、複数箇所の設計変更は、3施設拡大するという成長戦略の全てを償還を揺るがしかねない。

町は第三者側による金調査を求め、町議会も8月、PFI事件対策で「調査結果などを踏まえ、何が一番得策かを考へて対応する」としている。町民のため、後に「PFI」かつ議員の選任が求められる。

「別」で取り、も「突然」と謝辞した。だが町は「運用まで民間事業者に委託した。」

受託した特別目的会社は、当初の素材が生産中契約する事が特徴。今止となり、「設計と建築の会社から事務職取る」として、同の事業費は約総額4億円で、現場だけの判断で、適宜建物建設だけでなく、その後の年間の維持管理や運用まで民間事業者任せにした。

総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」 (平成21年1月23日) 抜粋

1-1 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・団体区分別)

未定稿

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日				
	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計	構成比(%)
一般事務職員	26,167	11,202	82,313	119,682	24.0
技術職員	2,759	894	3,791	7,444	1.5
医師	3,420	1,245	4,576	9,241	1.9
医療技術員	1,945	798	5,890	8,633	1.7
看護師等	4,468	1,340	17,677	23,485	4.7
保育士等	1,755	5,950	81,704	89,409	18.0
給食調理員	1,793	2,811	32,730	37,334	7.5
技能労務職員	8,935	5,448	39,536	53,919	10.8
教員・講師	32,430	3,459	21,492	57,381	11.5
その他	19,578	8,385	63,305	91,268	18.3
合 計	103,250	41,532	353,014	497,796	100.0

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県、政令市、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表「職種の分類」とおりです。

臨時・非常勤職員に関する調査結果について（概要）（抜粋）

（平成24年4月1日現在総務省調査（平成25年3月公表））

- ① 常勤職員とは異なり、「臨時的・補助的な職」又は「学識経験を必要とする職」としての位置づけ
- ② 全地方公共団体の「臨時・非常勤職員」の数：約60万人※（平成24年4月1日現在）

※ 調査対象：任用期間が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか、かつ、週19時間25分以上勤務の者
 主な職種：一般事務職員、保育士、教員・講師、技能労務職員 など

職 員 数 (平成24年4月1日現在)		(単位：人)							
		合 計		特別職非常勤職員 (法3条3項3号)		一般職非常勤職員 (法17条)		臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	
		計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合
		603,582	74.2%	231,209	63.4%	127,390	80.7%	244,983	81.0%
主 な 職 種	一般事務職員	149,562	80.2%	54,723	69.2%	32,650	84.6%	62,189	87.3%
	保育士等	103,428	96.3%	22,912	95.6%	26,052	96.5%	54,464	96.4%
	給食調理員	39,294	97.0%	9,248	96.6%	12,495	97.6%	17,551	96.8%
	教員・講師	78,937	64.8%	22,195	63.8%	8,817	75.2%	47,925	63.3%
	その他	118,593	63.1%	76,883	56.1%	20,449	71.0%	21,261	80.5%

- ③ 任期：臨時職員は6月以内（1回のみ更新可能で最長1年）、非常勤職員は通常1年以内
- ④ 勤務条件：条例等で規定（給与：非常勤職員は、常勤職員と異なり、報酬及び費用弁償を支給）

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のポイント

①大都市制度の改革

◎指定都市制度の改革

・「二重行政の解消」

- ・都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例:都市計画区域マスタープランの決定権限、県費負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し(税源移譲や税交付金など)
- ・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の裁定等の創設

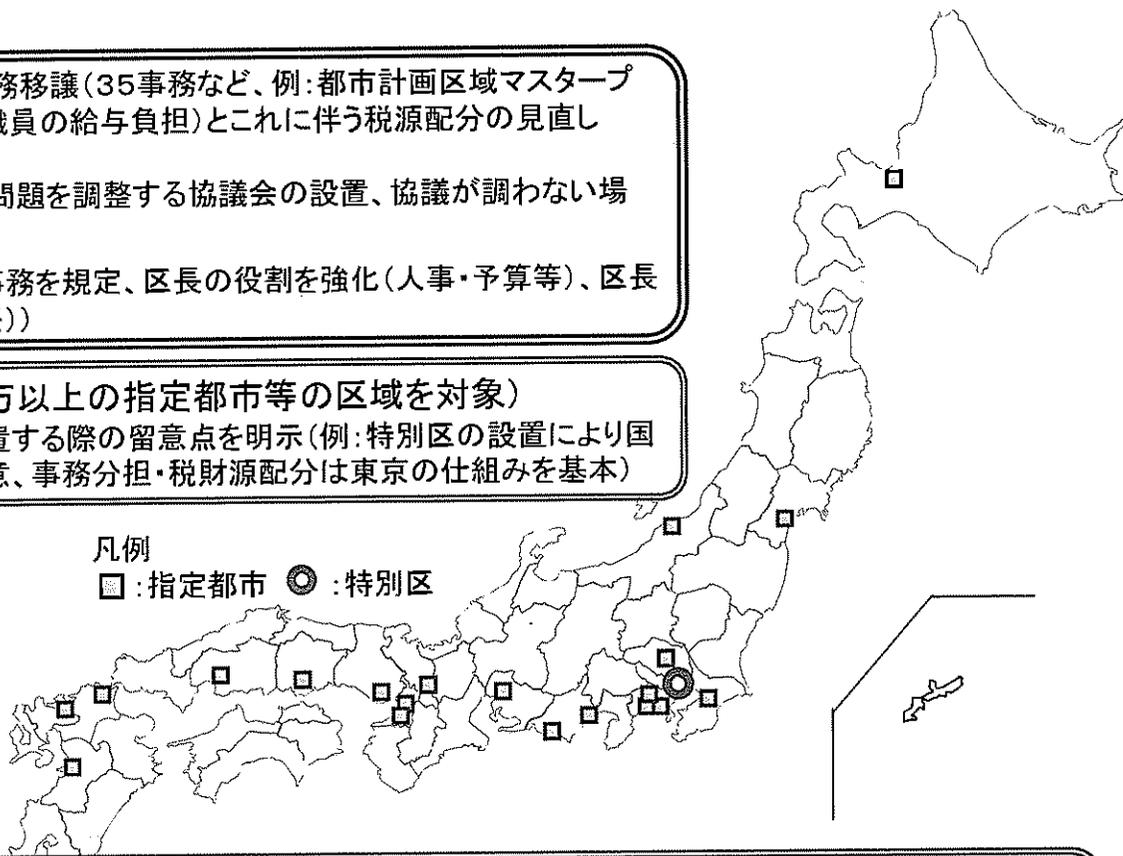
- ・「都市内分権」による住民自治の強化(条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化(人事・予算等)、区長を特別職にすることを可能に(市長が議会同意を得て選任))

○特別区制度の他地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象)

- ・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示(例:特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本)

地域	指定都市
北海道	札幌市(191万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜市(368万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋市(226万)、浜松市(80万)、静岡市(71万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都市(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	
九州	福岡市(146万)、北九州市(97万)、熊本市(73万)
沖縄	

※括弧内はH22年人口国勢調査人口



○中核市、特例市制度

- ・現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提)

○特別市(仮称)(全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外)

- ・二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要

○都区制度(特別区(23区、895万))

- ・都から特別区への更なる事務移譲を検討
- ・社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

②基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)においても人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

◎ 新たな広域連携

地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

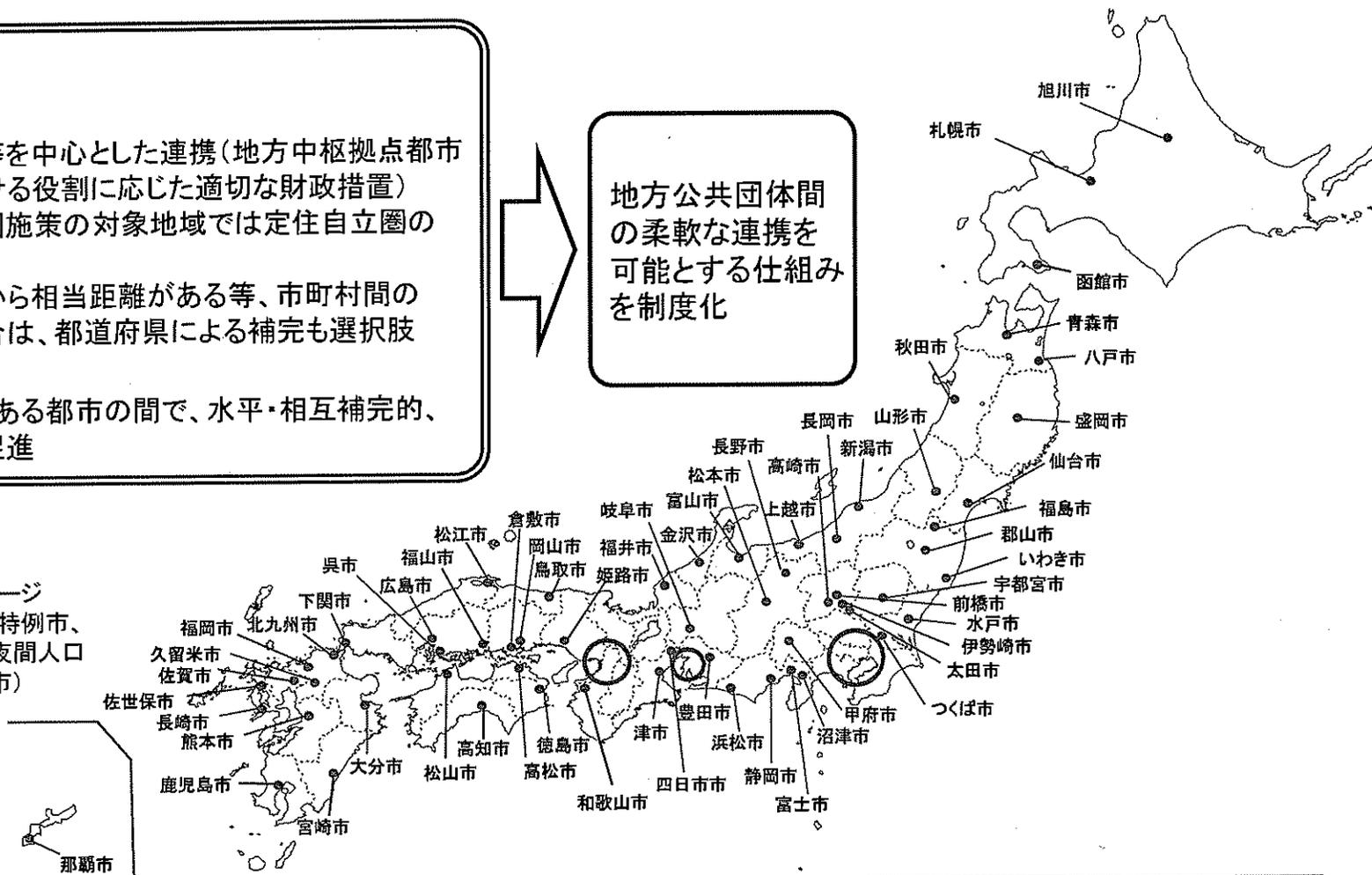
三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

◎ は、三大都市圏

- は、地方中枢拠点都市のイメージ(地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)



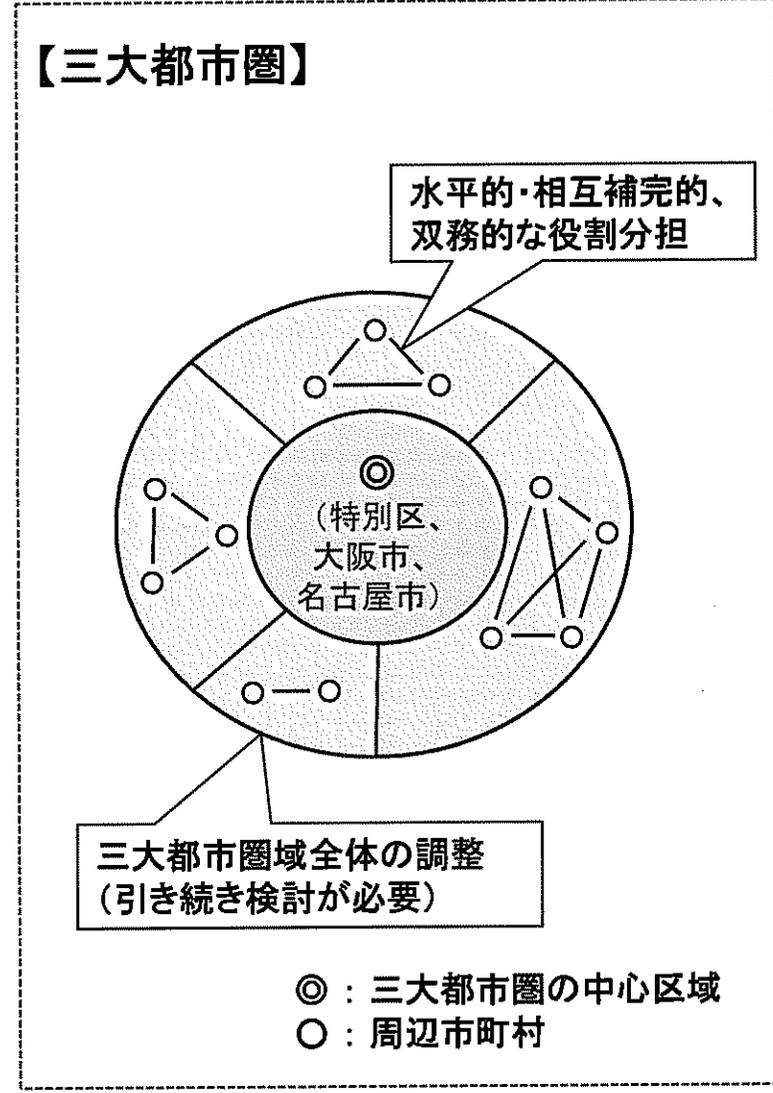
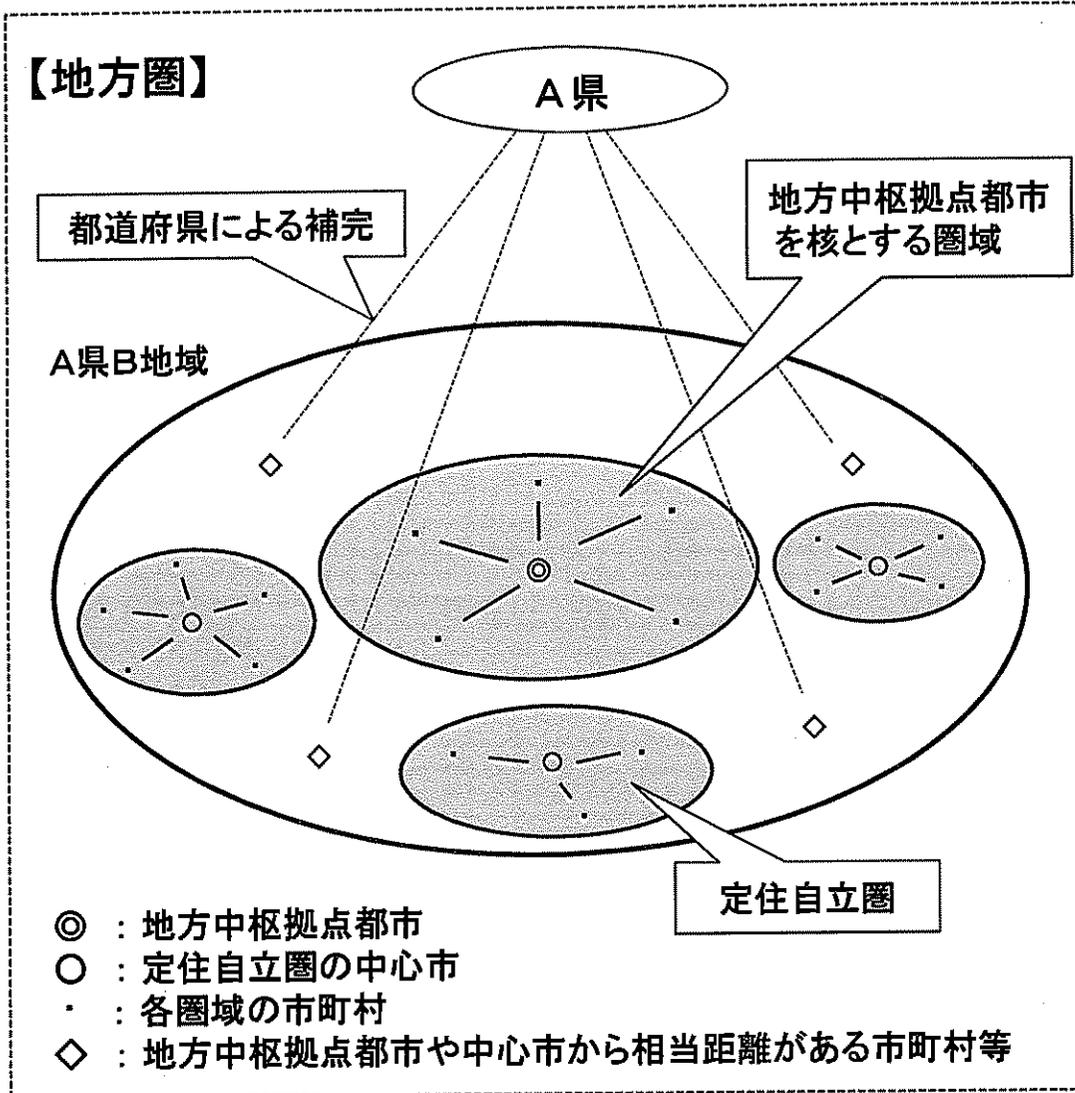
◎「平成の合併」後の基礎自治体

- ・合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- ・合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)



民間企業における収入の手法（例）

民間企業における収入手法については、次のような分類をすることが可能。

企業と消費者間

- 銀行振込、口座振替、ペイジー(ATM)による方法、Jデビットカードによる方法
- クレジットカードによる方法
- いわゆる「電子マネー」による方法
 - <電子マネーの種類>
 - ・プリペイド型 → Suica、PASMO、楽天Edy、WAON、nanaco、BitCash、WebMoney 等
 - ・ポストペイ型 → Pitapa、iD、QUICPay 等

(事務局調べ)

(参考:企業間取引における主な収入の手法)

- 銀行振込による方法
 - 手形による方法
 - 電子債権による方法
- 等

(事務局調べ)

民間企業における収入手法の仕組み～電子マネー～(1/4)

主な電子マネーの分類

	交通系	交通系以外
プリペイド型	Suica、PASMO、Kitaca、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA	nanaco、WAON、楽天Edy、Webmoney、BitCash、
ポストペイ型	PiTaPa	iD、QUICPay、Smartplus、Paypass、PayWave

(事務局調べ)

主な電子マネーの決済件数等

	決済件数 <百万件>	決済金額 <億円>	1件あたりの 決済金額 <円>
H20	810	5,636	696
H21	1,116 (38%)	8,172 (45%)	732 (5%)
H22	1,510 (35%)	12,549 (54%)	831 (14%)
H23	2,000 (33%)	17,334 (38%)	867 (4%)
H24	2,342 (17%)	20,582 (19%)	879 (1%)

※ 対象は、ICOCA、Kitaca、PASMO、SUGOCA、Suica、nanaco、WAONである。()内はそれぞれ対前年度伸び率を表している。
 (「最近の電子マネーの動向について(2012)」(日本銀行決済機構)より)

主な電子マネーの発行枚数等

名称	発行枚数 (万枚)	利用可能 拠点数 (箇所)	月間決済 件数 (万件)	年間決済 件数 (万件)
nanaco	2,176	121,800	7,400	81,300
WAON	3,180	160,000	6,640	70,620
楽天Edy	7,540	351,000	3,200	38,870
Suica	4,020	205,910	6,363	72,586
PASMO	2,227	206,000	1,872	21,964
ICOCA	785	205,900	348	3,684
iD	1,817	479,000	2,051	24,232

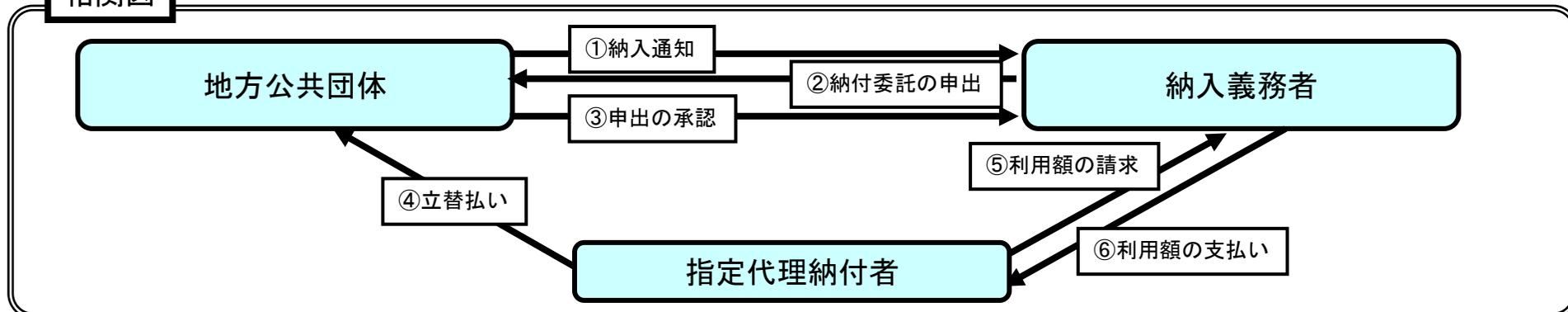
(日経MJ (2013.6.9) より)

地方公共団体におけるクレジットカード収納のしくみ

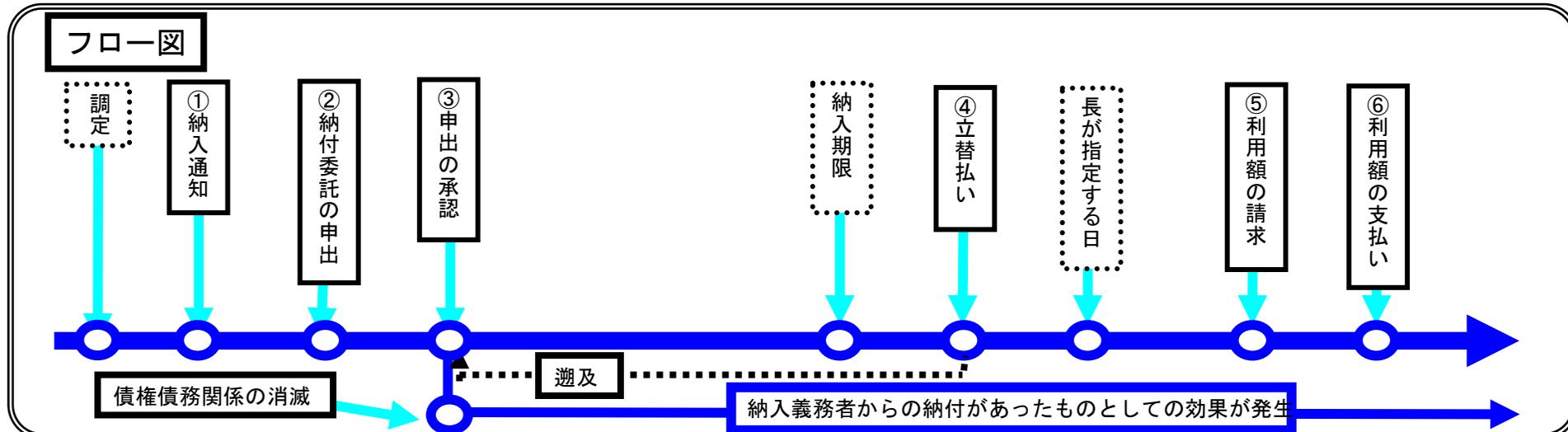
● クレジットカード

- ・ 平成18年の地方自治法の一部改正において、地方公共団体の公金の納付方法として、指定代理納付者による歳入の納付をすることができることを明確に規定。
- ・ クレジットカードの提示等により歳入の納付を行った場合において、現金による納付があったことと同様の効果をもたらすよう規定を整備

相関図



フロー図



地方税におけるクレジットカード収納について

● クレジットカード納付の実施状況

(地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成25年1月)より)

1. 実施団体数

都道府県 13団体 ※なお、1団体が導入を具体的に予定
市区町村 43団体 ※なお、14団体が導入を具体的に予定

2. 対象税目

都道府県 自動車税:全団体
市区町村 軽自動車税:42団体 個人住民税:30団体 固定資産税:27団体
国保税:20団体 その他税:6団体

● クレジットカード納付導入に係る課題(主なもの)

(地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果(平成25年1月)より)

- ・手数料が高額。手数料負担のあり方
- ・費用対効果、初期導入費用やランニングコスト等
- ・カードポイントの取扱い
- ・納税証明書発行までにタイムラグが生じる。
- ・車検用納税証明書を別途送付する事務及び費用の発生。

【参考:「クレジットカードの利用に係る手数料負担について」(平成18年3月13日付け総税企第53号)】

納税者がクレジットカードを利用した地方税等の納付を行うことを選択することにより必要となる手数料については、仮に、地方団体が負担するとしても、他の収納手段における手数料との均衡を保つことが必要であり、それを超える部分は、当該選択を行った納税者本人が負担するものと考えられる。